

令和7年度決算に基づく松野町の健全化判断比率等を公表します

■概要

この公表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づいて行います。
この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化や財政の再生など必要な措置を講じることにより、財政の早期健全化に役立てることを目的としています。
公表するのは、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）と(5)資金不足比率の5指標です。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準（イエローカード）以上の場合は財政健全化計画を、財政再生基準（レッドカード）以上の場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定める必要があります。

■健全化判断比率及び資金不足比率

町の令和7年度決算に基づいて算定し、監査委員の審査を経て、議会に報告された健全化判断比率と資金不足比率は、下記のとおりいずれの比率も国の基準を下回っています。実質公債費比率は7.6%で、対前年度比で0.1%増加しています。主な要因は、近年、中学校建設事業をはじめ、宇和島地区広域事務組合での熱回収施設建設事業などの大型事業のほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など、地方創生に対応した各種事業の財源として、多額の地方債を発行しており、令和7年度の単年度実質公債費比率が前年度並みであったことが影響しています。将来負担比率は51.3%となっており、対前年度比で24.4%悪化しています。主な要因は、繰越事業となっていた大型事業、防災情報等伝達設備更新事業が終了したことなどにより地方債現在高が280,988千円増加したことなどによるものです。いずれの指標も早期健全化基準内ではありますが、今後は、これまで以上に事業の緊急性などを考慮し、普通建設事業を厳選するなど、引き続き行財政改革を徹底し、財政の健全化に取り組みます。

○健全化判断比率

指 標 名	令和7年度 A	令和6年度 B	比較(A-B)	早期健全化基準	財政再生基準
※実質赤字比率	－（該当なし）	－（該当なし）	－	15.0%	20.0%
※連結実質赤字比率	－（該当なし）	－（該当なし）	－	20.0%	30.0%
実質公債費比率	7.6%	7.5%	0.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	51.3%	26.9%	24.4%	350.0%	

※令和7年度決算は黒字のため、実質赤字額と連結実質赤字額はありません。「－（該当なし）」と表示しています。

○資金不足比率

会計名	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
※簡易水道事業会計	－（該当なし）	－（該当なし）	20.0%

※令和7年度決算は黒字のため、資金不足額はありません。「－（該当なし）」と表示しています。

【用語解説】

項 目	内 容
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくりなど、行政事務本体を扱う一般会計など（一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計）の赤字の程度と、財政運営の悪化の度合いを示します。家計に例えると、年収に占める年間赤字額の割合を示すものです。黒字の場合は、「－（該当なし）」と表示します。
連結実質赤字比率	一般会計などに加え、ほかの各会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度と、財政運営の悪化の度合いを示します。黒字の場合は、「－（該当なし）」と表示します。
実質公債費比率	町の年間収入のうち、借入金（地方債）の返済及びこれに準ずる返済に充てている割合を示し、資金繰りの苦しさを表します。 これには、一部事務組合への負担金や公営企業会計等に対する繰出金のうち、借金返済に相当するものも含まれています。 家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示すものです。
将来負担比率	一般会計などの借入金（地方債）や、将来支払う可能性のある負担などの現時点での残高が、町の年間収入の何年分に相当するのかを示し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示します。 家計に例えると、借金残高が年収の何年分に相当するのかを示すものです。町の年間収入が、将来支払う可能性のある負担などの残高を上回る場合は、「－（該当なし）」と表示します
資金不足比率	公営企業会計（簡易水道事業会計）の資金の不足額の程度と、経営状態の悪化の度合いを示します。資金不足額がない場合は、「－（該当なし）」と表示します